

令和4年9月定例会

市民環境常任委員会会議録

招 集 月 日	令和4年9月8日(木)
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	令和4年9月8日(木) 午前 9時 4分
散 会 日 時	令和4年9月8日(木) 午後 2時59分
委 員 長	坂 本 国 広
委員会出席委員	
委 員 長	坂 本 国 広
副 委 員 長	小 泉 晋 史
委 員	羽 鳥 健 大 塚 佳 之 永 沼 博 昭 諏 訪 三 津 枝
委員会欠席委員	なし
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 5 2 号	令和 4 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 6 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 5 3 号	令和 4 年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
第 5 6 号	令和 3 年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分	認 定
第 5 7 号	令和 3 年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	認 定
第 6 2 号	令和 3 年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	認 定

委員会執行部出席者

危機管理監 佐々木 紀 演学
危機管理課長 金子

(市民生活部)

市民生活部長 関 根 則 男
市民生活部副部長 武 田 昌 行
自治振興課長 國 島 清 文
市民課長 加 藤 勝 美
国保年金課長 野 口 豊 和
国保年金課副参事 高 橋 亮 介

(環境経済部)

環境経済部長 高 坂 清
環境経済部副部長 堀 越 延 年
環境経済部副部長 宇 野 彰
環境課長 長 澤 和 弘
環境課副参事 小 林 弘 樹
環境課副参事 山 崎 忠 義
農政課長 山 崎 淳 一
商工観光課長 清 水 健 紀
道の駅整備プロジェクト課長 秋 山 信 行
道の駅整備プロジェクト副参事 福 智 秀 一

吹上支所副支所長 大 島 和 之
吹上支所市民グループリーダー 川 又 敦 子
川里支所副支所長 吉 田 勝 彦

書記 小野田 直 人
書 小 林 美 奈 子

(開会 午前9時04分)

(委員長) ただいまから市民環境常任委員会を開会いたします。

初めに、委員会記録の署名委員を指名いたします。羽鳥健委員と諏訪三津枝委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第52号 令和4年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分、議案第53号 令和4年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、議案第56号 令和3年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分、議案第57号 令和3年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計決算認定について、議案第62号 令和3年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計決算認定についての議案5件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案第52号、一般会計補正予算、次に議案第56号の一般会計決算認定について審査を行います。次に、市民生活部に係る特別会計の補正予算及び決算の議案第53号、議案第57号、議案第62号について、議案番号順に審査を行います。審査は全て、執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。なお、議案第56号の一般会計決算認定については、歳入と歳出は直接関連していることから、歳入歳出を一括して説明をし、質疑、討論、採決を行いたいと思います。

また、質疑については、質疑する内容をよく整理していただき、補正予算及び決算については、予算書及び決算書のページ数及び事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。

委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力をいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

また、議案審査終了後、視察研修について採決を行いたいと思います。この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

(羽鳥) 暫時休憩をお願いします。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 0 7 分)



(開議 午前 9 時 1 0 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、議案第52号 令和4年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(諏訪) では、時間の許す限り6点質問させていただきたいと思っておりますけれども……

(委員長) 諏訪委員、マイクをなるべく近づけてお願いいたします。

(諏訪) 失礼いたしました。

まず、1点目なのですが、11ページと15ページにわたります。歳入歳出の部分の税番号システムの整備補助金でございます。システムの改修の委託料38万4,000円の件なのですが、戸籍法の改定により税番号システムも修正が必要ということなのですが、修正の内容を詳細に伺いたいと思います。

(市民課長) 今回これはセキュリティー対策ということで2要素認証をする必要があるのですが、そのための機器を追加で、国の補助金の枠内でまだ追加で購入が可能だということなので、それにつきましての追加の購入費用と設定変更費用になります。

以上です。

(諏訪) 他市町村にわたっての戸籍の情報をできるということになるかと思うのですが、認証システムというのがちょっとよく分からないのですが、こういったものになりますか。

(市民課長) 現在マイナンバーとかで行っている生体認証とパスワード、

その2種類で認証を行って情報を参照するという事です。

以上です。

(諏訪) 同じページの15ページです。個人番号・住基ネットワーク事業でございますけれども、先ほど健康保険証の情報の推進を図るということで、推奨品でしょうか、消耗品を買うのだということでしたけれども、67万8,000円なのですけれども、こちらのほうは具体的にどんなものを購入する予定なのか、それとどのぐらいの数を購入予定か伺います。

(市民課長) これは、国のほうの通知から補助対象として示されている具体的な内容としては、主に日常生活で使用している消耗品ということになるのですけれども、現時点で想定しているのは、エコバッグを想定しております。個数につきましては、見積りを取った段階では2,000個程度になります。

以上です。

(諏訪) そうしますと、2,000個程度を予定しているということでございますけれども、およそ2,000人を新たに健康保険証のシステムに入れるようにするという事によろしいのでしょうか。

(市民課長) あくまでもこの事業だけで健康保険証の推進ということはありませんので、ほかの取組も併せて、こちらは追加でやるということになります。

以上です。

(諏訪) 現在マイナンバーカードを持っていらっしゃる方が新たに健康保険証もマイナンバーの中に入れられるようにするためのシステムということによろしいのですか。

(市民課長) こちらは、補助の要件としましては、カードの交付と、その一連の流れで健康保険証の申込みをした場合というふうに前提条件がありますので、この条件に該当した方に対しての消耗品の配付ということになります。

以上です。

(諏訪) そうしますと、新たに保険証も使えるよということで、カードの交付を希望する方々が対象ということになるわけですね。

(市民課長) そうです。交付から健康保険証の申込みまで、一連の流れの中での今回の対応ということになります。

以上です。

(諏訪) そうしますと、対象になる健康保険の情報なのですが、健康保険組合だとか、いろいろ保険の種類があるかと思うのですが、どの健康保険証も対象ということによろしいのですか。

(市民課長) 今回の場合の補助の対象につきましては、健康保険証の種類は問いませんので、通常社会保険とか、あるいは国民健康保険であっても、種別は関係なく手続は可能です。

以上です。

(諏訪) 2,000個用意するということですので、新たに2,000人の交付対象者を増やすということが目的ということによろしいですね。

(市民課長) カード交付の普及促進も併せて今回の対応で行います。

以上です。

(諏訪) では、15ページの自治振興課、防犯灯管理事業でございますけれども、電気料金が相当値上がっているということでございますけれども、先ほど、すみません、調整額ということがご説明の中にあつたのですが、ちょっとこの意味がよく分からないので、もう一度お願いいたします。

(自治振興課長) お答えいたします。

燃料費調整制度についてちょっとご説明いたします。燃料費調整制度につきましては、火力燃料、原油とかLNG、石炭……

(委員長) マイクを近づけて、ちょっと大きな声で。マスクをしているので、ちょっと聞きづらいので、お願いいたします。

(自治振興課長) 火力燃料、原油、LNG、液化天然ガス、石炭の価格変動を電気料金に迅速に反映させるため、その変動に応じて毎月自動的に電気料金を調整する制度となっております。

以上です。

(諏訪) そうしますと、今までも価格変動、それぞれのものに関して毎月調整がされていたということですね。

(自治振興課長) 電力会社のほうのホームページにも燃料費調整単価一覧ということで毎月その数値は載っております。

以上です。

(委員長) ちょっとすみません。聞こえない。もう一度発言をお願いいたします。

(自治振興課長) 燃料費調整単価一覧表につきましては、毎月電力会社のホームページ等で掲載しております。

以上です。

(諏訪) 先ほどのご説明では調整額がなくなったというふうに伺ったのですが、いつからそれはそういう、この制度が使えなかったのか、それとも制度がなくなったのか、ちょっとよく分からないので、すみません。

(自治振興課長) なくなったわけではなくて、例えば今年の1月ぐらいですと燃料調整額がマイナスになっていましたので、逆に電気料金のほうからマイナスになっておりました。それが一転して2月からは逆に電気料金に加算されるようになったと、そういった意味でございます。

以上です。

(諏訪) そうしますと、今回、令和4年度で電気料金、これが非常に価格が高騰していますけれども、それに追いつかないということで今回の補正ということでよろしいのでしょうか。

(自治振興課長) 当初の見込額よりも多かったということでございます。以上です。

(諏訪) 23ページです。物価高騰緊急対策農業者支援事業でございますけれども、これ本会議場でも詳細に質疑がされておりますので、金額等に関しては一応メモをしたのですけれども、もう一度、すみません、農業者の人数、それから対象となる方、それからプッシュ式で行われるかと思うのですけれども、実際に農業者の方々が手続や何かは必要ないのかどうかも伺いたいと思います。

(農政課長) では、お答えいたします。

まず、対象者……

(委員長) もう少しマイクを近づけられます。ちょっと書類があつて邪

魔なのかもしれないけれども。

（農政課長）まず、対象者からお答えいたします。

農業収入が50万円以上100万円未満の対象者数が180名、農業収入100万円以上300万円未満の方が180名、300万円以上の方が230名、合わせまして590名となっております。今後周知方法ということではよろしかったでしょうか。周知方法につきましては、このもともとの対象者数の抽出方法なのですけれども、令和3年の税の申告情報により抽出しているような状況でございます。現時点においては対象者の絞り込みが、税情報の提供により、それが確認できている状況となっておりますので、現時点の想定になりますけれども、約590名の対象者に対して個別の通知を想定しているところでございます。さらに、申請に当たりましては、同封のご案内の通知に返信用の封筒もさらに入れます。申請関係書類も併せて郵送でできるようなことを想定しておりますが、今後要綱等を作成する上で若干の変更が生じる可能性がありますことをご了解いただければというふうには思います。

以上でございます。

（諏訪）そうしますと、今回の補正が通りましたら、すぐそういった周知が対象者の方々に発送されるということでございますけれども、これで申請をされなかった方、農業者などに対してどういった後追いのご連絡をする予定なのかどうかをちょっと伺いたいと思います。

（農政課長）先ほど申し上げましたとおり、周知につきましては基本的には個別通知を想定しているわけですが、そのほかに広報であったり、ホームページでもご案内をする予定でございます。ただ、対象者に個別通知をさせていただいておりますので、手元に確実に届いているところとしては想定しておりますわけですから、満額、満額というか、確保した予算は全て執行できればありがたい話なのですけれども、何らかの理由によって申請されない方については、自己の判断によって申請されないものというふうに我々としては解釈せざるを得ないのかなというところがございますので、あくまで助成金ですので、申請主義ということに対応させていただければというふうに考えております。

以上です。

（永沼）まず、15ページ、防犯灯管理事業のところなのですが、質問もあったのですが、今回の補正予算で令和4年度は乗り切ることができるのかというのをまず伺いたいと思います。

（自治振興課長）電気料金の高騰の一つの要因としては、先ほどお話しさせていただきました燃料費調整額の高騰でございます。今回の補正額算出に当たりましては、1月から5月までの平均の上昇価格を来年の3月まで足して行って算出しております。直近の10月に電力会社のほうから燃料費調整単価一覧表が発表されたわけですが、実は9月と10月が燃料調整費の単価が同額になっていますので、これ以上は調整額が一応上がらないということになりますので、足りなくなることはないと考えております。ただ、燃料費調整単価につきましては、各電力会社によりまして、いろいろ上限額というのにもう既に大分前から達しているような電力会社等々もあったことから、上限の撤廃というような何か話もあったみたいなので、ちょっと今後の動向を注視しながら、もし足りなくなるようでしたら、それはないとは思うのですが、足りなくなるようでしたら、またちょっと予算措置等をお願いしたいと考えております。以上です。

（永沼）今のご説明ですと、今後さらに光熱費の上昇に伴う補正予算がある可能性があるということによろしいのですか。

（自治振興課長）現状ではないと考えております。

以上です。

（永沼）次に、23ページ、これについても質問ありましたが、物価高騰緊急対策農業者支援助成金でございますが、通告は出したのですが、ほぼほぼ質問の答弁をいただいているので、先に、実際農業者がどれくらい燃料、肥料、農業資材等の価格高騰の影響を受けているのかというのは把握されているのでしょうか。

（農政課長）全ての農業者に対しまして、例えばアンケートですとか、そういった調査を行っているわけではございません。しかしながら、一部の農家さんに対しましては、特に今年の冬場においては、施設園芸、

いわゆる農業用ハウスで燃料を使う農家さんなどへの聞き取りなどは行ってまいりました。そういった状況の中では、確かに燃料が高騰していた事実がございまして、影響はあるというお話は伺っております。したがって、原油価格の高騰、さらに肥料の原料の価格の高騰、飼料の原料の価格の高騰というのは事実でございますので、基本的には農業に従事されている方ほぼ皆様方が何らかの影響を受けているものというふうに認識しております。

以上です。

（永沼）影響を受けているというのは分かりましたけれども、今回の3万、5万、10万円という助成額の根拠はどのような方法で出しているのかお聞きします。

（農政課長）お答えいたします。

営農の種類なのですけれども、栽培品目や経営の規模によりまして経費に差が生じていることとなっております。このようなことから、また近隣市のほうにも確認をさせていただきましたところ、他市でもこのような取組をしている自治体がございましたので、確認できた範囲内では、ほとんどの自治体が上限をまず10万円ということで設定しておりました。これを基に、先ほど申し上げました栽培品目による、または経営規模によって経費に差が生じておりますので、段階的に5万円、3万円というような価格設定をさせていただいたところでございます。この理由としましては、先ほど申し上げたとおり農業収入に準じてというところでございます。

以上です。

（永沼）確認市の上限10万というお話がありましたけれども、確認市における上限10万の根拠というのは、その確認した市にお聞きされたのかどうか伺います。

（農政課長）お聞きした範囲内においては、その根拠についてはお尋ねはしていないような状況でございます。

以上です。

（永沼）次に、この助成金そのものがこの額で足りるのかどうかという

のを伺います。

（農政課長）助成金の額がこれで充足できるのかというご質問かと思うのですが、これにつきましてはいろいろなご意見があるかと思えます。下を見ると農業収入50万円以上という方ですので、逆の見方をすると50万未満の方は支援しないかというような見方もございますし、上を見ますと300万以上で10万円、経営規模についてはかなり差がありますし、経営内容によっても経費に差が生じているのが事実でございますので、これでご理解いただけるというところではないかというふうには認識はしております。その背景といたしましては、今後も引き続き営農を継続していただくこと、意欲的に来期も引き続き営農に前向きになってもらいたいというようなところから今回は価格設定をさせていただきましたので、決してこれで経営の安定化を図れるというふうな考え方は難しいのかなというふうに理解しているところでございます。

以上です。

（永沼）営農の取組を積極的にやっていただけるためにということをお話しされていましたが、そうであるならばもう少し増額すべきではないかという考え方もありますが、その点はどのようにお考えですか。

（農政課長）確かにおっしゃるとおりでございますが、経営規模が大きい方からすると、当然価格としましてはご納得いただけない方も中にはいることかと思えます。ただ、繰り返しになりますが、今回の助成金につきましては、基本的な市の考え方になりますけれども、国や県などもこういった状況を鑑みてそれぞれで様々な対策を講じている状況の中、国や県の対策では行き届かない面もあるかと思うのです。そういったところを鴻巣市のほうで対応すべきだということもありますので、そこら辺も加味していただけるとありがたいというふうに考えております。

以上です。

（永沼）同じページの再開発ビル管理費負担金というのがあるのですが、市営駐車場の修繕における物価高騰による増額分に係る再開発ビル管理費負担金の追加という説明だったと思います。修繕箇所と修繕

内容を教えていただけますか。

（商工観光課長）お答えいたします。

まず、工事の修繕箇所でございますけれども、再開発ビルのフロアとしましては4階、病院などが入っております住宅棟の前の屋根がない駐車場部分として利用している部分となります。なお、こちらにつきましては、屋根がないことから経年劣化が激しいというところで、原状の回復をするため、車止めの設置ですとかライン引き、徐行、とまれの文字を書くなど、防水シートの張り直し等々行うということとなっております。以上です。

（永沼）そういう意味では、防水シートとか車止めの材料費に係る物価高騰によるものということではよろしいのでしょうか。

（商工観光課長）昨今の物価高騰等から、改めて見積り等を事業を始める前に取り直したところ、当然物価等も上昇しているのですけれども、それと併せて人件費等も上昇しているような状況ということになっております。

以上です。

（永沼）材料費ばかりではなく、人件費が上がっているということも言われていましたが、人件費はどれくらい上がっているのかちょっとお答え願います。

（商工観光課長）見積り等で確認しますと、今回全体的に9%ぐらい、9%だったと思うのですけれども、当初の見積りから上がっております。物価材料費等々と同じぐらいの上昇率というふうに考えております。

以上です。

（永沼）次に、27ページ、危機管理課の防災行政無線管理事業の防災行政無線移設工事ですけれども、箕田地内の上尾道路に係るものという説明だったと思います。移転は1か所ということではよろしいかどうか。

（危機管理課長）お答えいたします。

場所は、箕田の観音地内になります。箇所数も1か所です。

以上です。

（永沼）次に、移転前と移転後は数センチ移転するとか、そういう感じ

なのでしょうか。

（危機管理課長）お答えいたします。

箕田の観音地内の境内の中を数メートル動かすことを今予定しております。

以上でございます。

（永沼）数メートルと言わずに、何メートルと何かお答えできませんか。

（危機管理課長）こちらですが、防災行政無線のほかに箕田の観音の境内の塀も移設することになっておりまして、この塀の位置と調整をすることになっておりまして、現在場所が未定になっておりまして、メーター数がまだはっきりしていないのが現状でございます。

以上でございます。

（永沼）移設場所が市の管理地ではなく民間の敷地内ということになるのでしょうか。

（危機管理課長）箕田の観音の敷地内になります。民間の敷地になります。

（永沼）そうしますと、今後その使用料というのが発生されると考えますが、その考えでよろしいのかどうか伺います。

（危機管理課長）防災行政無線につきましては、全ての箇所、民間のうち何か所かございますが、そちらは全て無償でご協力いただいております。

以上でございます。

（永沼）次に、移設に係る補償の内容というのはいかなるものになっているのか、金額も含めて具体的に説明願います。

（危機管理課長）補償の内容ですが、まず当初予算に計上させていただきましたこちらの移設に係る設計業務委託費になります。こちら契約金額が43万8,900円になっております。それと、今回補正で計上させていただきました移設工事費383万8,000円を県が補償することとなっております。

以上でございます。

（永沼）次に、移設に伴う移転工事期間、着工時と移転工事期間という

のをちょっと教えてもらえますか。

（危機管理課長）議決後直ちに工事の契約を締結し、発注を行います。年度内に県からの補償額が歳入できるように準備をいたしますために、県と今現在協議中でございます。工期の終わりについては、県と今協議をしております。

以上でございます。

（永沼）移設に伴うこの防災行政無線の市民への影響というのはないと考えてよろしいのか伺います。

（危機管理課長）こちら極力影響がないように準備をしたいと考えております。まず最初に、移設するほうの子局を先に建柱をいたしまして、それが終わった後、機器の移設ということを見込んでおります。実際柱を立てる等の基礎工事等は一、二週間をめぐりに考えております。機器の移設は1日程度で終わるかと考えております。また、その間、防災行政無線の緊急放送等があった場合にも、周りに3局ほど子局が建っておりますので、そういったものでカバーして対応したいと考えております。以上でございます。

（永沼）今後の話なのですが、県道拡幅とか、このような感じで防災行政無線の移設というのが生じる可能性ってあるのでしょうか。

（危機管理課長）上尾道路の工事に伴い、1か所予定されております。場所は、滝馬室の橋本屋前に自衛消防器具置場の隣に子局が立っております。こちらが上尾道路にかかるような形ですので、移設を予定しております。

以上でございます。

（永沼）上尾道路にかかることで、あと1か所移設が生じるところがあるということではよろしいのですね。

（危機管理課長）はい、そのとおりでございます。

以上でございます。

（大塚）それでは、補正予算について何点か伺います。もう既に内容が分かったところもありますが、もう少し詳しく聞いてまいりたいと思います。

初めに、15ページ、防犯灯の関係であります。先ほど答弁にあったように、確かに燃料費の調整額は通常はマイナスになっているのが一般的で、ここ近年、最近ですね、加算されるようになったのは本当にまれな状況だというふうに理解をしております。そこで、ちょっと最初に伺いたいのは、この防犯灯の現在の契約している電力会社、電気会社、これはどこになっているのでしょうか。

（自治振興課長）契約しているのは東京電力になります。

（大塚）新電力制度が始まってもう数年たっているのですが、多分この本庁舎辺りはなるべく効率、いわゆる金額の安いところをとということで、従来東京電力だったものを多分ミツウロコか何かが契約先になっていたのでしょうか、当時。その後も電力会社が次から次へと出てくる中で、幾つかもう消えてしまったところもあると思うのですけれども、この電力会社については、本来担当課が個別で契約するべきなのかどうか分かりませんが、本来はしっかりといろいろなものを比較して電力会社も決めるべきかなと思います。その点について担当課としては関わっているのか、それともこれはもうちょっと大きなくくりの中で検討しているのか、そこら辺お分かりになったら、いかがでしょうか。

（自治振興課長）防犯灯につきましては変更できないと一応聞いております。契約が公衆街路灯Aという時間使用に限らず定額制のもので、対応できる新電力事業者がないということを知っております。

以上です。

（大塚）変更ができないという、使っている電灯の種類の関係ですね。確かに1類、2類とかいろいろ分類があるのは知っていますので、これについてはやむなしにしても、本来は当初光熱費が3,200万だったのが、3分の1程度、1,000万強を今回補正するわけです。このままであれば問題ないという先ほど答弁ありましたが、当然今のタイミングでいくと、次の話になりますが、新年度予算にはそれを含めて計上していくというような理解でよろしいでしょうか。

（自治振興課長）新年度予算に向けましては、また過不足がないように適正に算出していきたいと考えております。

以上です。

（大塚）次の質問に行きます。23ページ、市営駐車場の管理運営であります。内容としては、防水シートを含めた修繕の一部の高騰費分が今回の補正の額になったということであります。改めて伺いたいのですが、工事期間は何日間ぐらいを予定されているのでしょうか。

（商工観光課長）工事期間でございますけれども、議決等をいただいた後、これ組合の実際発注となりますので、10月の中旬ぐらいから11月いっぱいぐらいまでに工事等については終了させる予定で今打合せ等を行っているところです。

以上です。

（大塚）期間的には1か月強という理解になると思うのですが、その間は当然、工事場所については使用不可もしくは通行不可ということになります。組合の事業ではあっても、今の段階でそこら辺をどのように周知をして、いわゆる利用者の皆さんに不便を来さないかという点については何か情報はあるのでしょうか。

（商工観光課長）お答えします。

実際に屋根のかかっている部分がない部分が今回工事の対象区域となりますので、そちらの区域を今のところ2回に分けて、場所を2回に分けて工事する予定であります。実際にあちらにつきましては病院ですとか保育所ですか、そちらの送迎等の利用が多いところから、そういった方にご不便かけないように2回等に分けて修繕というふうに今現在予定しているところです。

以上です。

（大塚）私も時折屋根のない部分も利用している一人であります。見ると、今回の修繕箇所、いわゆる工事場所以外にも、多少年数がたっていますので、しょうがないと思うのですが、水がたまってしまっかなか抜け切れない場所ですとか、ほかにも修繕が必要な場所があるように感じるのですが、現在のところ、その辺は予定、あるいは要望、苦情等については何かお持ちでしょうか。

（商工観光課長）ご指摘のとおり、今回、優先順位というのでしょうか、

そちらをまず考えまして、その部分につきましては特に雨ざらしになっているところで傷みがひどいというところで、あちらを優先的に工事をさせていただくというところでございます。それ以外につきましては、状況等を見ながら順次またその辺の修繕については検討してまいりたいと思います。また、苦情等につきましては、特にそういった声は私どものところには届いておりませんが、実際に駐車場等を管理している会社のほうにその辺につきましては適宜お話をさせていただいて、対応させていただいているというところでございます。

以上です。

（大塚）次の質問に参ります。27ページの防災無線の子機の移設についてであります。先ほどの答弁では、一応工期としては答弁がありました。最終的に先に建てるべきものを建てて機械を移設するだけなので、実質空白となる可能性があるのは1日程度という答弁だったと思います。ただし、その1日についても、近くにある3基ですか、の子機、それでカバーできるだろうという答弁だったと思いますが、その近くの3基でカバーができるという検証はされているのでしょうか。

（危機管理課長）防災行政無線、この3基ですが、今回工事をいたしますところからの距離、それから電波伝搬調査に基づいたものでも、音が全く届いていないという状況は最初の電波伝搬調査で確認取れておりますので、よく聞こえるわけではございませんが、全く聞こえないということはないということは確認しております。

以上でございます。

（大塚）聞こえないことがないように。今の段階では、そうだろうという想定であるということですね。

ちょっと改めて伺いたいのですが、今回の箕田地内の移設に関して、いわゆるそこが道路に該当するというのが判明したのはいつ頃のタイミングでしょうか。

（危機管理課長）昨年夏だと思います。最初は、国道の部分が当たるというようなご指摘があって、国道と協議をしてまいりました。実際図面等、調査等を行っていく中で、県道の拡幅部分という形で、昨年度の

末からは県と交渉するような形になっております。

以上でございます。

(大塚) そうすると、期間的には今から約1年前ぐらいにはその可能性があった、生じたということになると思いますが、一般的な話ですけれども、どうせならもう少し早いタイミングで、やる可能性があるのであれば補正なり当初予算なりというのが考えられると思いますが、今回補正に計上されたその大きな理由は何になるのでしょうか。

(危機管理課長) まず1つは、移設の先の決定というのに、地権者の同意を得ることにまず時間がかかってしまいました。それと、図面が出来上がる、実際これが移設されるものが県道部分になるのか国道部分になるのかというところで県と国との協議がありまして、確定できたのが昨年度末であったということが今回の補正に計上した状況でございます。以上でございます。

(大塚) さらに、今後工事の見込みというか、予定として1か所があるかもしれないという答弁だったと思います。これについては、今の今回補正に上がったタイミング、時期的なものでいくと、今現在可能性があるということになると、今からでいきますから、新年度予算に計上する可能性、確率は今の段階ではどうでしょうか。

(危機管理課長) こちらについては、国道の進捗状況によって移設先が決まるということもありますので、来年度の予算に計上するということは現在のところ考えておりません。

以上でございます。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時02分)



(開議 午前10時18分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(羽鳥) それでは、議案第52号、23ページの物価高騰緊急対策農業者支援事業について1点質疑をいたします。

まずもって、この物価高騰緊急対策農業者支援助成金の算出根拠として

は、対象者を販売農家に当てたというふうに見てよろしいのでしょうか。

（農政課長）お答えします。

要件といたしまして50万円以上の農業収入ということをご定義しておりまして、この要件の根拠といたしましては、販売農家の一つの要件として50万円以上の収入ということがございましたから、販売農家ということでご我々は理解しております。

以上です。

（羽鳥）そうしますと、販売農家といいますと、2つの要件があって、経営耕地面積が30アール以上または農産物の販売金額が50万以上の農家ということなのですが、もう片方の経営耕地面積30アール以上というところは検討されなかったのかどうかということをお聞きいたします。

（農政課長）先ほども申し上げたとおり、基本的にはこの要件を使わせてもらったわけなのですけれども、30アール以上または要件としましては50万円以上という要件は当然認識しておりまして、あくまで今回は50万円以上の収入の方を対象とさせていただこうというところで結論づけたわけなのですけれども、当然のことながら面積要件である30アール以上の方も検討はさせていただきました。しかしながら、30アール以上の方であっても、栽培されている栽培品目によって収入というのはかなり格差が生じてくるのかなというところから、今回は金額のみを採用させていただいて、要件とさせていただいたというところがございます。

以上です。

（羽鳥）まずもって私申し上げなくてはいけなかったのは、去年11月の臨時会においても種苗費のほうの相当額に対しての助成金、これ本市、加須市に次いでやっていただいたということで、大変評価が高いというふうにご考えておった上で、今回も本市において独自にこのような形で国、県の対応よりも早く対応いただいたことに対しては、すばらしいなということ、十分評価に値するというふうにご考えた上での質疑ですので、そこを了解の上、お願いいたします。

そうしますと、実質的には販売農家に対しての今回は対応というふうにご私は見えるかなというのがあるわけなのですが、この販売農家、私の資

料では1,070軒、1,070世帯ですか、あるというふうに把握しておるのですが、それが正しいかどうか、またその販売農家の何割ぐらいに今回この支援事業が対応できるか、それをお聞きいたします。

(農政課長) 販売農家についてなのですが、2020年の農林業センサスの統計調査におきましては、本市の総農家数が1,644戸ございます。このうち販売農家は1,070戸となっておりますので、委員ご指摘のとおりでございます。それ以外の農家が574戸になるわけなのですけれども、こちらにつきましては自給的農家というところに位置づけられております。そして、本事業の対象者数につきましては約590件を想定しておりますので、割合というご質問ですけれども、およそ販売農家の戸数が1,070軒に対して対象者数が590件を想定しておりますので、およそ55%の農家の方々に支援が届くものというような計算になります。以上でございます。

(羽鳥) そうしますと、率直な質問として、販売農家の規模として確かに50万円以上販売の金額がある農家というのはやはり少ないのだろうなというふうにちょっと想定します。その中でも実際、具体的に言うと米農家、米作農家の方がこの支援事業の対象者になるためには、何反やればいいのか、何アール耕作すれば見合うのかというのを想定されていきますか。

(農政課長) 数字としては積算していませんのですが、一つの考え方としてになりますけれども、昨年度の米価の価格というのは60キログラム当たり約8,000円というようなところではございました。これを1,000平方メートル当たりの農地で生産されたと仮定しますと、埼玉県における1,000平方メートル当たりの基準の収量というものがお示しされておまして、これが499キログラム、俵に直すとおよそ8.3俵の計算になります。ですので、8.3俵掛ける8,000円でいくと約8万6,000円相当額になります。それを計算していくと、おのずと何十アール以上……ごめんなさい。6万4,000円ですか。およそ6万4,000円になるわけですけれども、それでいきますとおよそ何十アール以上生産されれば50万円に到達するのかというのは見えてくるのかなと。一つの考え方としてはこのような

考え方もあるのかなと思います。

以上でございます。

(羽鳥) やはり農家数の中で米作農家が一番多いと思いますので、その中で7反以上の耕作面積を維持している農家というのはなかなかシェアとしては少ないほう、大体がJAのほうの農家としての対象はやっぱり5反以上ですから、そういうことも含めて7反というのはハードルが高かったかなというのを正直実感しております。その上で、1反当たり今回、この米作農家においてはやっぱり肥料がとても値上がりしてしまっただ。私が把握している中でも、JA全農が6月から10月の販売価格として輸入の尿素を最大94%引上げしているのです。また、塩化カリウムは80%、高度化成肥料においても55%値上げしたということがもう実績としてあります。今後まだ値上がりする可能性が十分あるというふうに見ております。そういう点において、1反当たりに肥料としてどれぐらいまいていたか、それがどれぐらい値上がりしたかという状況を担当課として把握されているかどうかお聞きをいたします。

(農政課長) 1反当たりに使用される価格高騰分の差額と言ったらいいのですか、これにつきましては、肥料を販売されている店舗によって販売価格というのは異なっているような状況ですから、具体的にどの程度1反当たりにかかる経費が上がっているということは数字で把握している状況ではございません。しかしながら、国のほうで農林水産省がお示ししております農林水産統計の中で農作物価統計調査というものがございます。その中で、燃油の種別でいうと軽油、重油、肥料でいうと先ほどご説明がありました尿素、あるいは飼料でいうと大豆の油かすやトウモロコシなどの品目に対して全国の平均価格が掲載されているものがございますので、これをもってちょっとご説明させていただきたいと思っております。令和3年6月時点の肥料価格の高騰の原因と言われている尿素的の価格なのですが、単位といたしましては20キログラム、これは令和3年6月時点で1,747円、令和4年6月時点では2,845円、増減といたしましては1,098円で、約1.62倍となっています。飼料におきましては、大豆油かすが、単位が20キログラム、令和3年6月時点で2,079円、令和4年6

月時点では2,423円、344円の増額で、約1.16倍、トウモロコシにおいては、単位が1トン、令和3年6月時点では6万5,180円、令和4年6月時点では8万8,240円、増減については2万3,060円の増で、約1.35倍上がっていると。こんなような統計情報が出ておりますので、こちらをご案内させていただきました。

以上です。

(羽鳥) そうしますと、今週のまた円安の状況を見ていますと、まだまだ上がる可能性十分ございますよね。そういう対応も今後考えていかれるかどうか、ちょっとまず1点お聞きいたします。

(農政課長) 今後の対応というご質問ですけれども、まずもってコロナ禍の状況がどのようになっていくのか、いわゆるコロナ禍の前のような状況に戻りつつあるのか、そういった社会情勢などによりまして燃料や肥料等の価格については変動が予測されます。そのようなことから、今後も引き続き価格変動に関する情報の収集に努めてまいります。したがって、その情報によりまして本市はどのような対応をさせていただくべきかということを検討していくようなことを想定しております。

以上でございます。

(羽鳥) そうしますと、今説明最初のほうでありましたが、農家軒数が1,644という数字が一番新しいデータですよね。その中で、今回の支援事業によって何割の方がこの支援事業の恩恵にあずかるかお聞きをいたします。

(農政課長) 1,644軒というのは、農林業センサス上の鴻巣市における農家数を指しております。そのうち販売農家におかれましては1,070戸ということでございますので、今回の対象者数は約590件を想定しているわけでございますので、おおむね、販売農家でいいますと、1,070軒に対して55%

(P. 24発言の訂正あり)の方々に支援が届くものというふうに理解しております。

以上です。

(羽鳥) 販売農家の中の55%ですよね、さっきの答弁は。

(はい、そうですの声あり)

(羽鳥) 全体の1,644軒の農家に対しての割合を今お聞きしたのですが。

(農政課長) すみません、訂正させていただきます。総農家数1,644軒に対して590件の方々に対する割合でございますけれども、およそ36%の方々へ支援が行き渡るものと考えます。

以上です。

(羽鳥) 今回は緊急に支援事業ということで入れていただいたことで、大いに評価すべきだと私も思っていますし、この方向性で、令和3年の所得ですよ、それをデータにして支援対象者を計算しているわけでしょうから、これはこれで否めないと思っておりますが、先ほども質問したのですが、今後また円安がどんどん加速していく、もっともっと農家の耕作環境が悪くなっていくと、そういう状況でございますので、やはり1,644軒の農家のうちの小規模であり、自給的農家の方たちにも手を差し伸べる方向が今後検討されるべきと考えておりますが、その点において今後見舞金のような形での施策を担当課として模索されていないか、検討されていないかお聞きをいたします。

(農政課長) 自給的農家に対する支援というご質問かと思うのですが、こちらにつきましては、現状なかなか状況は厳しいのかなというところで考えています。と申しますのも、販売農家につきましては今後も営農の継続が、今回のそもそも論の事業の趣旨といたしましては、営農の支援並びに営農の継続というものを大きな目的としておりますので、自給的農家の方におきましても当然そういった目的を持っていらっしゃる方もいるかと思っておりますが、基本的にはあくまで自給的ということですので、自家消費のために生産したものというような位置づけになってきますので、市の考え方としては、基本的には販売農家を主として支援していく方向でなっていくことを現時点では想定していることとなりますので、自給的農家に対する例えば見舞金とかというご質問でございますけれども、そういったことについてはなかなか現状難しいのかなというふうに考えております。

以上です。

(羽鳥) それでは最後に、想定対象としては590件ありますよね。その

590件の方にしっかりとこの支援事業の施策が行き届くように啓発する必要があると思うのですが、その点どのように担当課お考えかを最後にお聞きをいたします。

（農政課長）ご案内につきましては、対象となる農家さんのほうの絞り込みは、対象のほうは確認できておりますので、まずもって個別での通知を想定しておりますので、これができるように準備を整える方向性で現在調整をさせていただいたところがございます。しかしながら、封筒だけ届いても気がつかない方も中にはいらっしゃるかと思いますので、広報であったり、ホームページであったり、場合によったら、これは農協の協力が必要になるのですけれども、農協の回覧なども検討しているところがございますので、そういったところでも周知していきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

（小泉）それでは、23ページの市営駐車場管理運営事業について質問させていただきたいと思います。

先ほど答弁の中で防水シートを張るということですが、現状雨漏りとかというのはしているのか、それとも、日光を浴びて劣化すると思うのですけれども、経年劣化の中での補修なのか、その辺ちょっと教えてもらえればと思います。

（商工観光課長）お答えいたします。

まず、水漏れにつきましては、あちらの駐車場として共用している部分からの雨漏り等についてはございません。

次に、これまでそちらの経年劣化の補修の状況等でございますけれども、過去に実際に状況が悪い部分につきましては部分補修等をこれまでも行ってまいりましたので、今回につきましては全面的な、あそこの部分について、対象となる部分についての全体的な工事を改めてやり直すというところがございます。

以上です。

（小泉）そうすると、今ある現状の防水、ちょっとどういう、FRPなのか、ウレタンなのか、いろいろ種類があると思うのですけれども、そ

の辺の要はそれを全部剥がして補修というか、全体的な補修ということ
でよろしいのでしょうか。

（商工観光課長）お答えいたします。

ご指摘のとおり、あちらに今既存で張ってあるシートについては全部剥
がしまして、その上でクラック等が生じている部分もございますので、
そちらについては部分補修して、改めて防水シートを張り直すと。なお
かつ、先ほどもちょっとご答弁させていただきましたラインですとか、
車止めですとか、そういったものをもう一度工事いたしまして、開業当
時と同じような原状復帰というような形で今想定しているところです。
以上です。

（小泉）そうすると、行く行くは駐車場棟というのですか、建物の上の
駐車場と、駐車場の最上階にもあると思うのですが、そこも今防水とい
うのはしていて、そこも行く行くは補修、剥がしてなりということも考
えられるのでしょうか。

（商工観光課長）今回工事を想定している部分と、それ以外の実際に屋
根となっている部分、工法が違っております。今回想定しているところ
は……実際テナントさんというか、お店が入っている屋上部分になっ
ているところから、あそこの部分は防水シートを張っているような状況で、
それ以外はまたちょっと工法等が違いますので、改めてほかの部分につ
いては防水シートを張るような工事にはならないというふうに考えてお
ります。

以上です。

（小泉）そのテナントさんが入っている建物のところだと思いのですけ
れども、そのビルの管理費とかという部分からの助成とかという部分も
あるのか、それとも鴻巣市だけで市営駐車場ということで費用を出すの
か、その辺の内訳というのですか、向こうから、管理費等から出るのか、
その辺ちょっと教えてもらえればと思います。

（商工観光課長）お答えします。

あちらにつきましては、先ほどから共用部分というふうにお話しさせて
いただいていますけれども、今回市として負担分、実際に無料駐車場と

して使っている部分がありますので、その応分の負担を求められているというところがございます。割合につきましては、全体としまして、グンゼさんが持っている部分もでございますし、それ以外に共有組合の負担分、あとはエルミ鴻巣の負担分、残りが市の負担分ということで、今回うちのほうの当初予定している金額にさらに増額した補正予算を今回計上しているというようなところがございます。

以上です。

（小泉）そうすると、今回の防水に関しての全体的な費用というのはどれぐらいかというのは分かるのでしょうか。

（商工観光課長）当初4,345万円の工事費を想定しておりました。今回、物価高騰等の上昇を見込みまして4,730万円を、今回改めて見積り等を取ったところ、工事費として示されたものがございます。

以上です。

（大塚）事前通告を出しておらず、他の委員の質疑を聞いた中でちょっと1点分からないところがあるので、1点だけ伺いたいと思います。23ページの農業者支援事業であります。今後のスケジュール、具体的にはいつ頃周知をして、いつ頃申請を受けて、その後いつ助成に至るのか、今後のタイムスケジュールについてお伺いをいたします。

（農政課長）今後の、予算可決成立後のお話になりますけれども、事業スケジュールについてご説明いたします。

予算可決がいたしましたとするならば、来月10月には要綱等の作成をしまして、個別通知のご案内の準備をさせていただいた後に、11月に申請書等の書類を郵送すると。手元に届いた後、順次申請のほうを市のほうに返送あるいはご持参されることを想定しておりますので、それらが届き次第、ある程度申請件数がまとまってから順次審査をして振込手続に入ることを想定しております。当然今年度の予算でございますので、今年度中に申請があった案件につきましては年度内の振込を想定しているところがございます。現時点でのスケジュール感はそのようなところがございます。

以上です。

(大塚) そうしますと、今、夏の終わりというか、秋の初めでありますが、これから半年程度先になる可能性もあると。年度内という答弁でありますので。寒い頃にというような今の段階では認識なのですが、ある程度まとまった範囲で対応するというのは、手続上の問題かもしれませんが、それは一般的な助成の仕方として取っている方法でしょうか。

(農政課長) 今回の対象者数が590件程度を想定しているわけですが、当然会計処理上負担増にならないことも我々としては想定しなければならぬと認識しております。ですので、一般的な処理としましては、そういったところも配慮しながら事務を進めていかななくてはなりませんので、やみくもに先送りしているということではなくて、順調にいけば、早く申請が来れば来ただけ事務が滞らないように審査をして、速やかにどんどん、どんどん振込をするようなことを想定しているわけですが、基本的には事務が滞ることのないように順次、かつ申請があったら速やかに手元に助成金が届くような配慮をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

(大塚) スケジュールについては分かりました。

最後に1点だけ。例えば1年間で120万円の収入があった場合、今回対象になると思います。月額に直すと月10万円。今回、120万円の分類でいくと、助成額が5万円、12の月で割ると4,000円強、10万円に対して4,000円の助成ということになると思いますが、感覚的にこの金額で十分かどうか、足りるかどうかということ伺いたいのですが、金額の算出根拠については他市並みにというのが当初ありました。他市並みというのは、ほかのまちでマックス10万円というのを指していると思うのですが、額が多ければ多いほどそれは助成に相当します。ただ、他市並みということは、現在のところ、鴻巣の対応策として、他市を抜いてと、他市を上回ってというような判断があったのか、なかったのか、その1点だけ伺いをいたします。

(農政課長) 今回のこのような鴻巣市単独の助成事業の基本的な考え方なのですが、ちょっと触れたのですが、国であったり、県であつ

たり、このような緊急事態に備えてというか、対応するべく支援策を講じている状況の中、鴻巣市単独でも何かしら支援策がないのかというところで検討している状況でございます。ですので、国の支援策、県の支援策で行き届かないところの農業者に対する支援というものを我々は検討させていただいた状況でございます。そういった状況の中で、他市との比較というのも当然、我々としたらそういった見方もされますし、逆に相手方たちのほうも鴻巣市を注目されている自治体もあるかと思えます。ですので、そのような状況も踏まえつつ、今回は一定の上限額を設定している自治体が多かったものですから、そのようなところを参考にして、鴻巣市の状況に見合ったものはこれで大丈夫だろうというような判断に至っているものの、おっしゃるように金額の考え方につきましても様々なご意見があるのは承知しております。下限についても50万円で本当にいいのかとか、もっと下から拾っていかなくてはまずいのではないの、あるいは上限についても、経営規模が大きい方についてはとても10万では足りないよというご意見もあるのは承知しております。しかしながら、全てを満遍なく公平に拾っていくということが現実的に不可能な状況の中、今回の市の考え方というのは、やむを得ない判断も少なからずあることをご認識いただくと大変ありがたいと思えます。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（諏訪）では、議案第52号に反対をいたします。

先ほどの物価高騰の件では他市にも引けを取らないような農業政策がされるというところでは本当にいい予算だとは思いますが、1点指摘をさせていただきます。国のマイナポイントと同等な、倣ったような、マイナンバーカードをより取得をするような推進事業ということで、今回エコバッグ2,000円相当を約2,000人の方を対象に交付をすると。カードを

取得した方に交付をするということでございます。これは、税金をこのように使っていいのかという思いが私はしております。マイナンバーカードそのものの交付がなかなか進まないということの一つにはやはり個人の情報を国が管理することに大変不安を感じている、そういったことの表れだと思えます。それを鴻巣市は今回エコバッグを2,000人対象に配付をするということに大変驚きを隠せません。私も総務省から直接交付推進のための封筒が2回この間来ているのですけれども、先ほど申し上げましたように個人情報の管理につながるということで、この件を1点指摘をいたしまして反対といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第52号 令和4年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号 令和3年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時03分)

◇

(開議 午前11時05分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(説明省略)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 1 1 時 3 3 分)



(開議 午後 零 時 5 8 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

自治振興課長より発言を求められておりますので、許可いたします。

(自治振興課長) 午前中の歳入のご説明の中で、57ページになるのですがけれども、市町村交通災害共済加入推進交付金というところなのですがけれども、その中で「推進」という言葉を「促進」と言っていました。あと、そのご説明の中で「加入推進手数料」というところを「加入促進手数料」と誤って言いましたので、訂正のほうをお願いしたいと思います。あと、もう一点なのですがけれども、その下の駐車場借り上げ料、自転車駐車場整備センターのところの「借り上げ料」の部分を「借用料」と誤って発言しておりましたので、こちらも併せて訂正のほうをお願いします。大変申し訳ございません。

以上です。

(委員長) 訂正については、よろしく願いいたします。

なお、字句その他については委員長に一任願います。

それでは、引き続き、議案第56号 令和3年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分の歳出より執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1 時 5 2 分)



(開議 午後 1 時 5 3 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(商工観光課長) すみません。事業名ですが、一部言葉に不足しているところがございましたので、訂正をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策振興事業ですが、この中で18節負担金、

補助金及び交付金の中で「事業継続支援給付金」と言うべきところを「事業者支援給付金」というふうに申し上げましたので、「継続」という言葉を追加していただくようお願いいたします。

(委員長) 訂正についてはご了承願います。

なお、字句その他については委員長によりしくお願いいたします。

説明を続けてください。

(説明省略)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2 時 0 1 分)



(開議 午後 2 時 1 9 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(諏訪) では、通告もしていますので、質疑を順番に行わせていただきます。

まず最初に、98ページの自治会活動支援事業でございます。こちらのほうが各自治会に補助金ですか、配付されるということなのですけれども、このところやはり皆どの自治会も高齢化が進んだりして、役員をやる方が少ないので自治会を解散するというケースが出てきているように思うのですけれども、一応当市において自治会活動に対する支援の内容、自治会、自主防災などの組織もつくっていく上ではとても大切な団体だと思うのですけれども、その支援の内容と、実際に令和3年度で自治会を解散した数をまず伺います。

(自治振興課長) それでは、まず自治会の支援ということでご説明をいたします。

まず、財政的な面といたしましては、自治会の自主的な活動に対する経費ということで自治会等運営交付金を支給しております。1世帯につき600円足す2万円という形になります。もう一つが、自治会の環境であったり、暮らし、安全等に関する役務の提供等に対する謝礼といたしまし

て、行政推進に対する報償金というのを支払っております。1世帯315円プラス年額1万円を支給しております。財政的な側面だけではなくて、様々な面から自治会に対しましては、それぞれの自治会に応じた対応、個別の相談に応じております。また、自治会連合会とも十分連携をいたしまして、自治会長研修会というのがあるのですけれども、市内自治会活動を紹介するなどの取組のほかに、自治会活動に参考となるような自治会活動マニュアルと題したパンフレットを自治会長さんに配付して自治会活動にお役立てをいただいております。また、昨年を取組としましては、新型コロナ感染拡大ということもありましたので、コロナ禍の自治会活動ハンドブックというものを作成して自治会に配付をしております。

解散した自治会の数なのですけれども、令和3年度では自治会が235あったわけですが、令和4年3月31日で1団体解散しておりますので、令和4年の現在では234団体となっております。

以上です。

（諏訪）解散をした団体が1つということでございますけれども、この解散に至るに当たってご相談だとかあったのでしょうか。というのは、やはり自治会の大きな役割というのが、「広報かがやき」を皆さんにお届けするというのも大きな役割のようなのですけれども、そういった中で解散をされたわけなのですから、ご相談事があったのかどうか伺います。

（自治振興課長）解散した自治会のほうからは事前に相談は受けておりましたが、ほかの自治会との合併とか、そういったものを含めてお話等させてはいただいたわけですが、そこもうまくいかなかったというような話は聞いています。最終的には、高齢者だったり、退会者が多いということで自治会を継続することが難しくなったと報告を受けております。

以上です。

（諏訪）ただいまの件なのですけれども、そうしますと「広報かがやき」はその団体はどのようにされているのかを伺いたしたいと思います。

(自治振興課長) 現在は支所のほうに取りに行っていると聞いております。

以上です。

(諏訪) 続きまして、110ページの交通指導員育成指導事業でございます。現在、指導員の方々の人数、そしてまたその指導員の方々とは行政としてどんな協議が持たれているのかを伺います。

(自治振興課長) 現在の交通指導員の数でございますが、42名となっております。

協議につきましては、交通指導員連絡協議会とかもあるのですが、その中で役員会だとか総会の際にその他ということでご意見を伺う機会は設けております。一番多いのがやはり個別に指導員さんのほうから直接自治振興課のほうにお問合せいただいて、ご対応のほうをさせていただいております。

以上です。

(諏訪) 交通指導員さんの役割というのはやはり小学校へ通う子どもたち、登下校の子どもたちの安全を守るということが大きな役割だと思うのですが、今当市においては学校の適正配置ということで統廃合を進めようとしておりますけれども、そういった中での現在42名の交通指導員さんがいらっしゃるけれども、もしかしたら統廃合されたところでは指導員の役割がなくなるというようなこともあるかと思うのですけれども、そういったご相談事というのはありますでしょうか。

(自治振興課長) 現状では、そういったご相談は今のところは受けておりません。

以上です。

(諏訪) 続きまして、118ページの平和事業でございます。こちらのほうが毎年夏休みに親子で平和事業に関わるものでやられていると思うのですが、コロナ禍において令和3年度はどういった事業が行われたのか、事業の内容と、そして実際の参加された人数、また今後の課題まで、すみません、お願いします。

(危機管理課長) 令和3年度に行いました平和事業についてですが、啓

発活動として東松山市の埼玉ピースミュージアムと桶川市の桶川飛行学校平和祈念館を巡るスタンプラリーを実施いたしました。参加人数は、38家族、88名の方がご参加いただいております。

課題等でございますが、過去のバスツアーでは大体10人程度の参加者しかいないほどになってはいるのですが、今回スタンプラリーという形を取りまして多くの方にご参加いただいたという形で、また参加していただいた方も大変好評を得ておりました。

以上でございます。

（諏訪）毎年行われている平和事業ということで、予算額としてはそれほど多くないし、決算額も多くはないのですけれども、例年ですとバスでの参加が少ないというのは私も何となく気にはなっております。今回非常に参加者が多かったということがよかったなと思っております。事業の目的としまして、非核平和をきちんと学ぶのだというふうに先ほどもご説明をしていただいたと思うのですけれども、今のこの時期に非核平和への取組というのは、この平和事業の中でどのようにお考えになっているのか伺います。

（危機管理課長）非核平和についてですが、埼玉ピースミュージアムに行ってくださいことによって多くの体験、それから展示によって平和について学ぶ機会があるかと考えております。また、桶川市の飛行学校についても、多くの方が亡くなられた、またその生活が分かるような施設になってございます。そういったものを肌で感じていただいて、平和の尊さを理解していただくというのが私たちの今回の目的となっております。

以上でございます。

（諏訪）参加された方々からの感想だとか、何かそういったものをいただくという機会がありますか。

（危機管理課長）参加していただいた方に記念品をお渡ししているのですが、そちらをお渡しする際にアンケートを記載していただいて、集計を取っております。その中でも、こういった形で平和を学ぶことができた、また家族で行くことができた、また自由な時間で参加することがで

きたなど、大変好評を得ております。

以上です。

（諏訪）では、続きまして同じページの自衛官募集の事業でございます。これは国からの事業ですので、実際に募集の内容、そしてそれに対する応募実績を伺います。

（危機管理課長）募集の内容ですが、啓発品として自衛官候補生の募集の試験期日等を記載しましたメモ帳を300冊印刷して公共施設等に配付してございます。この実績としましては、鴻巣市では7名の方が採用されております。埼玉県では520名、埼玉県下の市町村同じような事業を行いまして、自衛官募集のほうを取り組んでおります。

以上です。

（諏訪）埼玉県で520名の自衛官の応募があったという、採用されたということとはよかったなと思います。実際そのメモ帳300冊、公共施設に配付をしたということですがけれども、そのメモ帳の残り具合とかそういったものもちゃんと管理はされているのでしょうか。

（危機管理課長）今手元に、試験期日が記載されておりますので、試験期日が過ぎてしまいますと扱えないということもありますので、若干戻ってきたものがございます。こちらのほうも私どものほうで再利用させていただいております。

以上です。

（諏訪）同じページの公共交通維持事業でございます。現在ひなちゃんタクシー、乗合タクシー、あとコミュニティバスということでやって、他市からも結構鴻巣は公共交通が発達していていいよねと言われると私もうれしいのですがけれども、実際に各サービスの、バスに関しては登録必要ないのですがけれども、乗合タクシーとひなちゃんタクシーの実際の登録されている方の人数と、その利用頻度といいますか、そういったものがもしカウントされているのでしたらお願いいたします。

（自治振興課長）ひなちゃんタクシーと乗合タクシーの利用したことのある人の数と割合につきましては、まずひなちゃんタクシー（P. 37「乗合タクシー」に発言訂正）の登録者の累計としましては、これが8月末

現在の数字で申し上げますと、1万3,333人になっています。そのうちの2,390人がご利用していただいております。17%となっています。暫時休憩……

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時33分)



(開議 午後2時33分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(自治振興課長) すみません。先ほどの数字につきましては、乗合タクシーのほうでした。訂正のほうお願いします。
続きまして、ひなちゃんタクシーの登録者の累計になりますが、8月末現在ですけれども、1万3,956人で、ご利用いただいた方が6,602人となっています。こちらは、全体の47%の方がご利用いただいております。
以上です。

(諏訪) たくさん登録をいただいているなということと、利用の実績も特に乗合のほうは……ひなちゃんのほうが多いのですね。47%ですね。その利用頻度、1人の方がたくさん使う場合もあるでしょうし、1人の方が1回しか使っていなかったという、そういった統計なども取られていますでしょうか。

(自治振興課長) 8月の1か月分実績データで申し上げますと、乗合タクシーにつきましては、1回の実利用者数が268人、2回が190人、3回が89人、4回が54人、5回が36人、6回が32人、7回が12人、8回が12人、9回が11人、10回以上が37人となっております。
続きまして、ひなちゃんタクシーにつきましては、こちらは7月の1か月のちょっとデータになってしまうのですが、1回利用された方が438人、2回利用された方が497人、3回利用された方が158人、4回利用された方が158人、5回利用された方が88人、6回利用された方が54人、7回利用された方が35人、8回利用された方が36人、9回利用された方が8人、こちらは10回利用された方が32人となっております。
以上です。

(委員長) 先ほどの自治振興課長の発言の訂正についてはご了承願います。

なお、字句その他につきましては委員長に一任願います。

続けます。

(諏訪) 皆さん月 1 回は結構利用されているなという感じがします。これは実際に市民の足というところではすごく市民に喜ばれておりますし、あとはやっぱり市内のタクシー事業者のいわゆる経済効果と申しますか、あとは雇用の促進だつたりにつながっているかと思うのですけれども、タクシー事業者の方からこういった乗合とひなちゃんのタクシーについてのご意見だとかというのを伺いする機会はどうでしょうか。

(自治振興課長) タクシー事業者の方からは、現在コロナ禍ということもありまして、かなりお客様が減っている中で、ひなちゃんタクシーと乗合タクシーがあるということで非常に助かっているというお話は聞いております。

以上です。

(諏訪) では、続きまして130ページの個人番号・住基ネットワーク事業と132ページのコンビニ交付事業、ちょっとこちらはどちらもマイナンバーカードに関するものですので、併せて伺いたいたします。

実際、鴻巣市の交付件数というのは埼玉県下でも結構上位のほうに入ったなというふうに私も感じているのですけれども、現在の交付数……すみません、3月31日ですね。令和3年度の交付数、そして1件の交付に関わる費用を伺いたいと思っています。あとは、個人番号、マイナンバーのシステムの改修費というのは毎回補正予算で上がってくるのですけれども、1年間でどのぐらいシステム改修費かかっているのか。あとは、併せて保守の費用、それぞれを伺いたいと思います。

(市民課長) まず、令和3年度のマイナンバーカードの交付枚数ですが、1万6,836枚です。1枚当たりの費用ということになりますが、こちらの費用につきましては、会計年度任用職員の報酬だとか、あとは機器の保守料、あとは機器のリース料、あと地方公共団体情報システム機構に対する補助金などがあります。これの費用につきましては、カードの交付

枚数によらず保守料とかは定額になってしまいます。あと、地方公共団体情報システム機構に対する交付金につきましても、こちらも国のほうの全体の交付枚数の計画によって金額のほう変わってまいりますので、その年度によって必ずしも同一の金額になるわけではありませんが、令和3年度におきましての1枚当たりの枚数を単純に計算いたしますと、この事業費を交付枚数で割りますと3,730円になります。

続きまして、コンビニ交付のほうの費用になります。こちらも同様に保守委託料のほか、地方公共団体情報システム機構に対する負担金があります。こちらにつきましても発行枚数によらず一定額になりますので、年度によりまして1件当たりの金額は異なってきます。令和3年度の実際の発行枚数、部数になりますが、1万2,879枚です。これにつきましては、市民課脇にあるマルチコピー機のものちょっと除いてありますので、これはまた別の事業になっていきますので、これは除かれています。証明書1枚当たりの費用になりますが、537円になります。それとあと、システムの委託料、こちらにつきましてはマイナンバーカードの個人番号・住基ネットワーク事業の保守委託料ですが、合計で307万5,600円になります。

以上になります。

(諏訪)最後のシステムの委託料ということなのですが、私、システム改修、1年間にかなり法制度などが変わった場合に、例えば今回も戸籍法が変わった場合にシステムの改修があったりするかと思うのですけれども、その1年間にかんりの回数システム改修があったと思うのですけれども、307万円というのがちょっとよく分かりませんが、システム改修にかかる費用なのですけれども、すみません、もう一度そこをご確認いただきたいのと、あとはコンビニ交付、証明書類のコンビニ交付で1枚につき、市役所内のコピー機以外で、いわゆるコンビニで交付した分に関しては1枚537円ということなのですけれども、住民票だとか、それ以外の文書の種類によって金額は変わっているのかなと思ったのですけれども、変わらないのでしょうか。そこをちょっと確認をしたいと思います。というのは、窓口で交付するときには証明書類、金額が違うように思う

のですけれども。すみません。

（市民課長）先ほどの改修費用とか委託料、もう一回ちょっと整理させていただきます。まず、個人番号・住基ネットワーク事業に関するもの、こちらが保守料が合計307万5,600円です。コンビニ交付事業につきましては、こちらが415万555円です。内容につきましては、個人番号・住基ネットワーク事業につきましては、こちらは改修費用というわけではなくて、毎年同じようにかかっている機器の保守料になります。コンビニ事業のほうの機器の委託料につきましては、保守料と毎年かかっております税証明のデータ移行業務と、あとは今回戸籍の付票の関係の証明書の項目の内容が変わりましたので、そちらの改修費用が含まれています。先ほどの証明書の種類別の手数料ということなのですけれども、こちらは、住民票につきましてはコンビニ交付では、窓口では今200円ということなのですけれども、住民票の写し、印鑑登録証明書につきましては150円です。戸籍関係の証明書、こちらは窓口、あとコンビニ交付ともに今450円になっております。

以上です。

（諏訪）マイナンバーシステムというそのものがやはり大型の汎用コンピュータを使っているものだと思うのですけれども、よく分かりませんが、いわゆるこれから始まるデジタルトランスフォーメーションに関わってくるものかなと思っておりまして、やはりどうしてもコンピュータを使うというところでは必ず何かデータの種類が変わったりする場合にはシステムの改修が伴うと思っておりまして、それでちょっとお伺いしたのです。保守料の中でそれが含まれると思ってよろしいのでしょうか。

（市民課長）内容の軽微なものにつきましては保守料の範囲というのはあると思いますが、基本的には、そこら辺の連携の関係につきましては、ベンダーが異なったりしますので、現状では個別に費用がかかるのが実情といたしますか、現実の状態になっています。

以上です。

（諏訪）あとは定額でかかる費用がございますね。地方公共団体情報シ

システム機構の負担額。これは先ほど交付枚数によって少し変動するというふうにちょっと私お伺いしたのですが、この地方公共団体情報システム機構に負担金を払うというところでは、交付枚数によって段階があって金額が変わるというふうに思ってよろしいのでしょうか。

あと、保守料に関しては定額だということですが、これは交付枚数にかかわらず定額でしょうか。

（市民課長）地方公共団体情報システム機構に支払う交付金ですが、こちらは実際の算定根拠というのが地方公共団体情報システム機構の中で定まっております。具体的な内容ちょっとこちらでは、市町村ではちょっと分からない状況です。おおむね傾向なのですけれども、国のほうのその年度の交付予定枚数ですか、見込み枚数に応じて予算措置はされているようなので、ある程度枚数の規模に応じて全体の総額が決まるようですので、まずその総額を国のほうで決めると。実際の市町村が支払う金額につきましては、その金額を人口で案分する形になりますので、厳密に枚数に比例しているかどうかというのはちょっとはっきりは分からないのですけれども、その年度の地方公共団体情報システム機構の事業の内容に応じて多くなったり、少なくなったりするものと考えております。

あと、保守料の関係なのですけれども、こちらはあくまでも機械とかの保守料ということですので、交付枚数に応じて保守料が高くなったり、低くなったりすることはありません。

以上です。

（委員長）諏訪委員、残り時間が10分程度です。よろしくお願ひいたします。

（諏訪）ありがとうございます。

そうしましたら、次に240ページ、コウノトリの里づくり事業でございます。こちらのほうの委託料と補助金の詳細を伺います。

（環境課副参事（小林））それでは、まず初めに委託料の詳細という形でお答えいたします。

こちらの委託料といたしましては、まず初めに業務としては鴻巣市生き

物等調査及びコウノトリ生息域内保全実施計画案の策定業務、それとも一つが埼玉県と委託を結んでいるのですけれども、埼玉県水産研究所試験研究業務委託という2業務をこの業務の中で行っております。以上です。

（諏訪）すみません。では、ちょっと時間がなくなりましたので、コウノトリの里づくり基金の積立金についてお伺いいたします。242ページです。ふるさと納税でコウノトリの里づくりにと希望された方はここにふるさと納税が入ってくるわけなのですが、ここに入った金額がそのまま基金に入るのかどうか含めてその割合というのでしょうか、伺います。

（環境課副参事（小林））ふるさと納税の中でコウノトリの里づくり基金という指名を受けたふるさと納税に関しては、基本的には全額基金のほうに入れられます。

以上です。

（諏訪）令和3年度は幾らでしたでしょうか。

（環境課副参事（小林））コウノトリの里づくり基金に限定で、ふるさと納税で納めていただいた金額に関しては、323万5,274円となっております。

以上です。

（諏訪）そうでしたら、特に指定されないでここに入ってきた金額もお願いいたします。

（環境課副参事（小林））こちら特に指定のないふるさと納税のうちでコウノトリの里づくり基金に割り振られた金額のほうなのですけれども、令和3年度で1,013万1,558円になります。

以上です。

（諏訪）そうしますと、ただいまのふるさと納税から来た分が両方合わせて1,330万ちょっとということですのでよろしいわけですね。今回の決算の状況としては1,731万二千幾らかなののですけれども、ふるさと納税以外の基金積立金というのはどこから来たものですか。

（環境課副参事（小林））ふるさと納税以外の基金積立金に充てられたものとししますと、一般の方あるいは個人の方等の寄附金という形になり

ます。

以上です。

（諏訪）そうしましたら、256ページの埼玉中部環境保全組合負担金と彩北広域清掃組合負担金の2つについてお伺いしたいと思います。それぞれ構成市が違いますけれども、構成市の負担割合と各負担額の経年の推移をお願いします。

（環境課長）では、諏訪委員のご質問にお答えいたします。

埼玉中部環境保全組合における組合負担金の割合は、人口割2割、処理量割8割です。構成市町の令和元年度から令和3年度までの負担金額と負担金割合の順に説明をさせていただきますと、本市は2億5,171万2,000円、52.44%、2億5,128万円、52.35%、2億5,156万8,000円……失礼しました。それぞれ年度で申し上げます。最初が2億5,171万2,000円、52.44%、令和2年度が2億5,128万円、52.35%、令和3年度が2億5,156万8,000円、52.41%。北本市は、令和元年度1億7,923万2,000円、37.34%、令和2年度1億7,755万2,000円、36.99%、令和3年度1億7,793万6,000円、37.07%。吉見町です。令和元年度4,905万6,000円、10.22%、令和2年度5,116万8,000円、10.66%、令和3年度5,049万6,000円、10.52%です。

続きまして、彩北広域清掃組合の負担金です。こちらにつきましては、平等割3割、人口割7割の負担割合となっております。同様に説明をさせていただきますと、本市は令和元年度1億2,622万8,148円、33.2%、令和2年度1億3,710万5,868円、33.2%、令和3年度1億4,161万6,776円、33.4%。行田市につきましては、令和元年度2億5,451万7,852円、66.8%、令和2年度2億7,556万3,132円、66.8%、令和3年度2億8,262万8,224円、66.6%となっております。

以上です。

（委員長）残り時間があと4分程度ですので、よろしく願いいたします。

（諏訪）では、これ最後になってしまいます。申し訳ありません。ほかに通告した方は申し訳ないのですけれども、7月15日に突然新聞等が出

まして、鴻巣市が2022年度で彩北の組合から離脱するということが発表されまして、ちょっとそれが驚きましたけれども、処理に対する費用が非常にバランスが悪いのだということでも出たのですけれども、ただいま実際に出していただきましたけれども、もともとは彩北の組合の中ではその負担割合だとかきちんとされていたと思いますけれども、何年もこれにわたって同じような状況であったのですけれども、なぜいきなり離脱をするというようなことに陥ったのかというのは、執行部はどのように捉えているのか。すみません。

（環境課長）諏訪委員のご質問にお答えします。

先ほど委員ご指摘のとおり、新聞報道等で今いろいろな情報が載っておりますけれども、本市の認識としては、まだ行田市と協議をしているという認識でいます。負担金の割合については、今の彩北広域清掃組合の前身の行田・吹上清掃組合の時代から今の負担割合がずっと引き続かれているものであり、これまでに施設のほうは2度建設されて、本来であればその建設費用等が支払い終わった段階で再度見直しを行って進んでいけば本市にとって有利な負担割合になっていた可能性もあるのですけれども、それ以降に例えば合併であったりとか、前身の3市での組合で新しい施設を造っていかうとか、そういう経緯があって、たまたまそういった負担割合で現時点まで来てしまっているというのが現状だと思われれます。

以上です。

（委員長）本日の審査はこの程度にとどめ、散会といたします。

明日は午前9時から開会いたしますので、よろしく願いいたします。

本日は大変お疲れさまでした。

（散会 午後2時59分）